

個人情報の第三者提供について

事前に同意なく第三者に個人情報が提供される場合

次のような場合には、個人情報保護法に基づき本人の同意を得ることなく、第三者へ提供できることになっています。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

以下の事項については、あらかじめお知らせすることにより、加入者のみなさまから、黙示の同意を得たものとして取扱います。

1. 給付金等の支払い
法定給付や当組合が独自に行う付加給付等を行う際は、事業主経由で支払います。
給付金の内、高額療養費及び一部負担還元金等は、本人の申請に基づかず、自動計算による委任払いとします。
2. 医療費の通知
医療費のお知らせは、従来どおり、世帯分をまとめて被保険者にお知らせします。
3. 受診内容の照会被扶養者の受診内容等の照会は、従来どおり、被保険者単位で行います。

第三者提供に該当しない場合

次の場合は、第三者提供に該当しないとされています。

1. 当健保が業務遂行のために必要な範囲において委託する場合
 - ・保険料の徴収に関わる業務
 - ・レセプト（医療機関請求書）点検に関わる業務
 - ・医療費/健診分析に関わる業務
 - ・家族健診に関わる業務
 - ・特定保健指導に関わる業務
 - ・保健事業に関わる業務
2. 当健保が事業主と保健事業を共同実施する場合
 - ・定期検診時のがん検診
 - ・各種健診（検診）、保健指導、健康相談など
 - ・コラボヘルスの各事業による利用

以上